

投稿規程

(平成 27 年 5 月 25 日制定)

平成 28 年 4 月 1 日
所内規程第 48 号

一部改正 令和 6 年 7 月 1 日
令和 8 年 3 月 1 日

1 本誌の目的

本誌は、主に国内で労働安全衛生に関する調査、研究及び実務等を行う者の成果発表の場として発行する。

2 投稿区分

投稿区分は、原著論文、総説、事例報告、短報、調査報告、資料、技術解説、研究紹介、レター等（以下、これらの総称を「研究報告」という。）とする。この他編集委員会等の企画により適宜特集を掲載する。

原著論文

オリジナリティ（学術的新規性）があり研究成果の一般化がなされた労働安全衛生に関する論文で原著論文としての体裁を整えているもの。

総説

労働安全衛生の重要なテーマについて、最近の学術的・技術的知見や成果等を骨子として総合的に論述し、オリジナリティのある結論を導き出してあるもの。

事例報告

国内外の労働安全衛生に関する技術の適用例、新規性のある労働安全衛生事例、労働災害の発生事例等の報告。

短報

原著と同じ性格で速報的に書かれたもの。

調査報告

調査、実験、試験等によって得られた労働安全衛生に関する重要なデータを論文形式でまとめたもので、「原著論文」には至らないが労働安全衛生管理、行政活動、研究、設計、開発、調査、評価等に有用または参考になるもの。

資料

労働安全衛生関連の委員会、研究会、または特定の専門化が集約した意見書、報告書、およびこれに準ずるもので広報的価値があるもの。

技術解説

労働安全衛生に関する方法論、新たな手法、実験装置の開発等に関して有用な結果を示してまとめたもの。

研究紹介

現在行われている労働安全衛生に関する興味深い研究の紹介記事で学術的、技術的に価値があるもの。

レター

掲載論文、労働安全衛生活動に対する意見等。

3 不正行為又は有害な研究活動等に基づく研究報告の禁止

投稿された研究報告及びその研究報告に関連する研究は、文部科学省が示す「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を遵守しなければならない。例えば「捏造」、「改ざん」、「盗用」等の不正行為や、虚偽・粉飾表示（オーサーシップの不正、都合の良いデータのみ選択する等の不適切なデータの取扱い、多重発表と分割発表等）に該当するものであってはならない。これらの行為と認定された場合は、原則として編集委員長は投稿者の所属機関にその旨を通知する。

4 研究倫理に関する事項

- (1) 人（試料・情報含む）を対象とする研究報告は、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（文部科学省、厚生労働省、経済産業省）を遵守しなければならない。この場合、研究倫理審査委員会の承認を受けたものでなければならない。
- (2) 実験動物を用いた研究の場合は、実施機関の規則等に則ったものでなくてはならない。
- (3) 個人情報保護が適切になされなければならない。
- (4) その他、国の法規、指針等に則ったものでなくてはならない。

5 利益相反関係

投稿時から遡って過去1年以内における利益相反関係については、論文の末尾に謝辞としてまたは文献の前にその内容を記載すること。

6 原稿の作成

書式

原稿は和文で、別に定める「労働安全衛生研究 原稿作成の手引き」に従うものとする。

原稿の長さ等

- (1) 本誌に掲載される原稿1編当たりのページ数を表1に示す。但し、編集委員長が特に必要と認めた場合は超過を認めることがある。
- (2) 書く原稿に必要な項目は表1のとおりとする。

表1 原稿の長さおよび必要項目

原稿の種類	ページ数 標準（最大）	和文要旨 キーワード	英文要旨 キーワード
原著論文	8 (16)	○	○
総説	8 (16)	○	○
事例報告	8 (16)	○	○
短報	2 (4)	○	○
調査報告	8 (16)	○	○
資料	8 (16)	○	
技術解説	4 (8)	○	
研究紹介	4 (8)	○	
レター	1 (2)		

7 原稿の提出

原稿は「原稿作成の手引き」に従って作成し、下記あてに以下の要領で提出すること。

〒 204-0024 東京都清瀬市梅園 1-4-6
独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所
「労働安全衛生研究」編集事務局
TEL : 042-491-4512 FAX : 042-491-7846
E-mail : josh08@s.jniosh.johas.go.jp

(1) (投稿時) 以下をE-mailあるいは電子媒体で提出

- ・原稿執筆用テンプレートファイルに基づいたMS-WORDファイル、あるいはそれをPDFファイルにした原稿。
- ・原稿執筆用テンプレートファイルを使わずにレイアウトを事務局に依頼する場合は、テキスト本文と図表や写真の電子データ。なお、必要に応じて鮮明な図表や写真の電子データも提出のこと。
- ・投稿票のファイル

(2) (掲載決定時) 以下をE-mailあるいは電子媒体で提出。

- ・最終原稿を原稿執筆用テンプレートファイルに基づいたMS-WORDのファイルにしたもの。

8 査読

「原著論文」、「総説」、「事例報告」、「短報」、「調査報告」、及び「資料」はレフェリーによる査読を行う。「技術解説」、「研究紹介」等は、編集委員会による査読を行う。原稿の採否は、査読結果に基づき編集委員長が決定する。また、編集委員長は、査読結果に基づき原稿について訂正を求めることがある。

- (1) 編集委員長が訂正を要求した場合、執筆者は指摘された箇所以外に変更を加えてはならない。ただし、編集委員長の了承がある場合はこの限りではない。
- (2) 訂正を求められた原稿は原則として3か月以内に再提出しなければならない。3か月を過ぎた場合は、投稿を断念したものととして処理し、それ以後再提出された原稿は新規提出原稿として取り扱う。

9 校正

掲載決定後、編集事務局より著者校正を求められた場合はすみやかに校正結果を提出すること。また、著者校正は原則一回とする。なお著者校正とは誤植の修正が目的であり、推敲の場ではないことに留意すること。

10 掲載料

掲載料は無料とする。

11 著作権

本誌に掲載された記事の著作権は独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所に帰属する。

附則（令和6年6月18日）

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

附則（令和8年2月5日）

1. この規程は、令和8年3月1日から施行する。
2. これに伴い、併せて投稿票の様式も一部改正する。